

本学園では(株)共立メンテナンスとのパートナーシップにより、指定学生会館における『学生会館特待生制度』を設けております。遠隔地からの入学を希望し、一人暮らしが必要な学生の生活を応援することを目的とした制度です。この制度によって経済的負担を抑え、学校生活の充実を図ることができます。

応募要項

応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅からの通学が困難な者 ・ 学生会館を見学した者 ・ 出願前に学校見学・オープンキャンパスに参加した者 ・ 校則を遵守し勉学に励む者 ・ 学生会館生活の模範生として生活が送れる者（寮則の遵守等） ・ 年数回の生活レポート(アンケート等)の提出 ・ 卒業後は、本学園入学校の履修科目に関連する職種に就業する強い意志がある者
受付期間	～2018年11月20日まで
応募方法	『入館申込書』『学生会館特待生申込書』に必要事項を記入の上、華学園まで郵送してください。
選考方法	書類選考により決定（面接を行う場合は連絡します）
免除額	年間36万円免除 入学時の4月～翌年3月まで（12ヶ月×3万円）
応募人数	20名程度
契約期間	2019年3月30日～2020年3月24日1年契約 （生活態度・学業成績を基に、1年毎更新）

申請方法と選考の流れ

願書とともに、「入館申込書」と「学生会館特待生申込書」を送付する



合格後、学生会館特待生の校内選考



選考発表(12月上旬、自宅へ送付)

規定抜粋

- ・ 欠席15日を越えた場合は、資格の取り消しとなることがあります。(例：無断欠席等)
- ・ 途中退館をした場合は、全額返金を求める場合もあります。
- ・ 華学園の学生として、品位を損なう行為・校則違反等があった場合は、資格の取り消しとなります。
- ・ 原則として返金を要しません。ただし、資格の取り消しとなった場合・学校の名誉を著しく汚すような行為があった場合、全額返金を求める場合もあります。

※規定は一部変更する場合があります。

※詳しくは、学生会館担当者にご相談ください。

以上